

「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」  
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和元年 6 月

新居浜市企画部総合政策課

## 1 趣旨

この実施要領は、「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」

### (2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

### (4) 契約上限額

金17,765,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和元年度 7,370,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和2年度 10,395,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部総合政策課

TEL 0897-65-1210（直通） FAX 0897-65-1216

E-mail [seisaku@city.niihama.lg.jp](mailto:seisaku@city.niihama.lg.jp)

## 3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成31・32年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されており（認定期間が有効であること。）、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は組織でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的とした団体又は組織でないこと。
- (4) 構成員に新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体又は組織でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(7) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(8) 過去3年間（平成28年度から平成30年度まで）に、長期総合計画策定に関する業務（受託以外を含む。）の実績があること。

#### 4 スケジュール

公告日	令和元年6月19日（水）
質問受付期間	令和元年6月20日（木）～ 令和元年6月28日（金）
参加資格確認申請書提出期間	令和元年6月20日（木）～ 令和元年6月28日（金）
参加資格確認結果通知	令和元年7月 1日（月）
質問回答期限	令和元年7月 1日（月）
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	令和元年7月 2日（火）
説明を求めた者への回答期限	令和元年7月 3日（水）
企画提案書等提出期間	令和元年7月 3日（水）～ 令和元年7月 9日（火）午前中
審査 （プレゼンテーション・ヒアリングを含む。）	令和元年7月11日（木）
審査結果通知	令和元年7月17日（水）
業務委託契約締結	令和元年7月19日（金）（予定）

#### 5 参加資格確認申請書の提出期限等

(1) 提出期限

令和元年6月28日（金） 17時15分

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和元年7月1日（月）までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

6 質問の提出期限等

(1) 提出期限

令和元年6月28日（金）17時15分

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

質問書（様式3）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和元年7月1日（月）17時15分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。

ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和元年7月2日（火）17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

2（5）の事業担当課

ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和元年7月3日（水）17時15分までに、書面（電子メール）により回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次のア～キの書類を提出すること。

（原本を1部、写しを7部それぞれ提出すること。）

提出書類の用紙は、A4サイズ（一部A3版折込み可）、縦型・横書き・片面・左と

じを基本とする。

ア 企画提案書提出届 (様式4)

イ 関連業務受託実績 (様式5)

ウ 業務の実施体制 (様式6)

エ 担当者の経歴 (様式7・担当者ごとに作成)

オ 企画提案書 (様式任意)

(別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

カ 業務スケジュール (様式8)

(別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

キ 見積書

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・捺印)を提出すること。

(2) 提出期限

令和元年7月9日(火)午前中

(3) 提出場所

2(5)の事業担当課

(4) 提出方法

持参(閉庁日を除く8時30分から12時00分までの執務時間内)又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(5) その他

受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

## 8 審査及び決定について

(1) 企画提案書等の審査は、「第六次新居浜市長期総合計画策定支援業務」事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査委員会の委員は、審査委員会設置要領に基づき、本市職員で構成する。

(3) 企画提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時(予定)

令和元年7月11日(木) ※詳細については別途通知する。

イ 実施場所

新居浜市役所本庁舎内とし、詳細については別途通知する。

ウ 実施時間

一提案者につき20分以内（プレゼンテーション）とする。

エ 出席者

1者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布、パソコン等を使用した説明は許可しない。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。

(4) 審査委員会において、各参加者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価し、受託候補者の特定を行う。

ア 審査委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価基準点 (最低水準点)
業務実績及び 業務実施体制 (40点)	・過去3年間（平成28年度～平成30年度） における類似業務実績は十分か。	20点 (10点)
	・本業務の遂行にあたり、経験と実績を有する 管理責任者及び担当スタッフが十分に配置さ れているか。	20点 (10点)
企画提案書等の 提案内容 (50点)	・業務内容についての理解度が高く、業務工程 は具体的かつ現実的なものであるか。	10点 (5点)
	・「市民にとってわかりやすい計画」を目指すた めに、効果的な提案となっているか。本編、 概要版それぞれのレイアウト、デザインにつ いて具体的なアイデアがあるか。	40点 (20点)
価 格 (10点)	配分点×最低見積価格÷見積価格 (小数点第1位を四捨五入)	10点 (5点)
合 計		100点

イ 各委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定する。

## 9 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面（様式9、10）により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- (4) 手続の透明性、公平性を確保するため、見積り合わせによる決定後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

## 10 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 実施要領に違反した場合
  - ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
  - エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結にあつては、本市が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。